

平成 29 年 1 月 31 日  
福祉課おとしより相談係

## 総合事業開始に伴う定款等の変更について（追加事項）

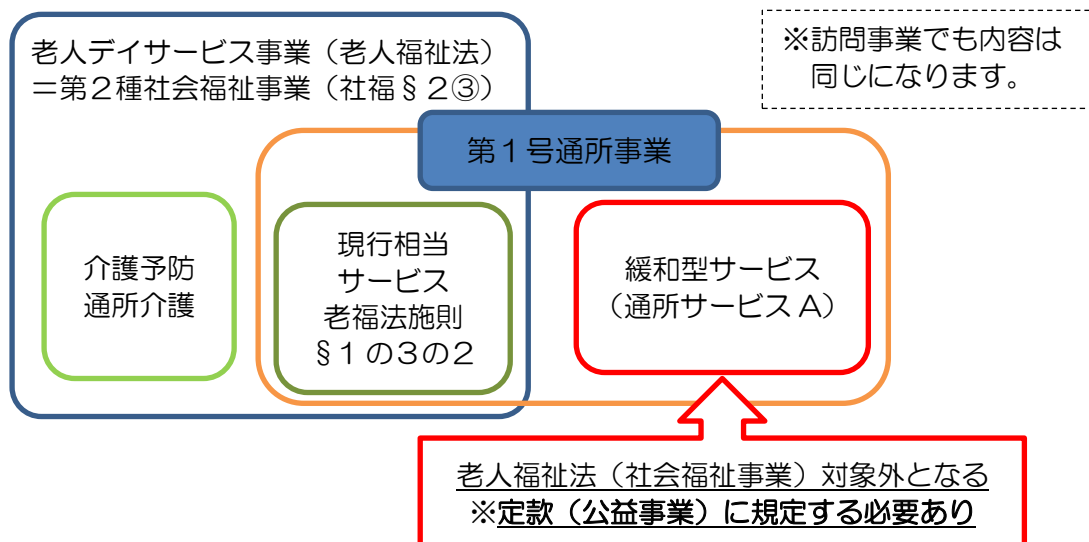
### ◆社会福祉法人における定款変更の取り扱いについて

社会福祉法人における定款変更について、十日町市としての考えは以下の通りです。  
(国及び県に確認済み)

### ◎現定款に「老人居宅介護等事業」「老人デイサービス事業」と記載がある場合

1. 定款において「老人居宅介護等事業」＝第1号訪問事業、「老人デイサービス事業」＝第1号通所事業だから定款変更が必要ないのではないか、という質問がいくつか寄せられました。

「老人デイサービス事業」を例に説明すると、下記のイラストの通りです。



上記の通り、サービス A は老人福祉法（社会福祉法における第2種社会福祉事業）の対象から外れるため、サービス A 事業を行う場合は、新たに定款（公益事業）に事業を定義する必要があります。

（例. 第1号訪問事業、第1号通所事業、第1号事業、など）

※このことについては県及び国に確認済みです。

2. 一方「社会福祉法人制度改革における社会福祉法人定款例（案）」において、公益事業の部分に記載されている注3の項目には「公益事業のうち、当該事業の規模が小さく社会福祉事業と一体的に行われる事業又は社会福祉事業の用に供する施設の機能を活用して行う事業については、必ずしも定款の変更を行うことを要しない。」とされており。

3. 十日町市としては、平成29年度は総合事業の移行初年度で、かつ、介護予防給付（介護予防訪問・通所介護）と総合事業（現行相当サービス及び緩和型サービスA）が混在することもあり、社会福祉法人を担当する介護保険係と協議を行った結果、次のようにすることにいたしました。

- ①移行初年度においては、サービスが混在することもあり、事業規模が極端に大きくなることから、定款の記載がなくても（当然ながら現行サービスを規定する定款があることが前提です。）緩和サービスをH29年度は実施することを可とします。
- ②ただし、総合事業に完全に移行する平成30年度には緩和サービス利用者も一定の規模となると推定されるため、「規模が小さく」の規定適用は行わないとし、平成29年度中に定款変更を終えるようにしてください。

上記の扱いとすることから、申請手続きも以下の通りにいたします。

- ①社会福祉法人で平成29年4月1日付の指定を受ける事業所については、定款については現行のものを添付して申請して頂いて構いません。
- ②ただし、平成29年度中に定款変更を行い、新定款を提出してください。  
（この場合の総合事業の事業における定款変更届は不要とします。  
なお、社会福祉法に基づく『定款変更認可申請書』の提出は必要になりますので、社会福祉法人担当の介護保険係に提出して下さい。）
- ③なお、平成29年度中途及び平成30年4月1日を指定有効期間開始日とする申請を行う社会福祉法人事業者は、定款変更を行ったうえで申請を行って下さい。

なお、各事業者の運営規程・契約書・重要事項説明書等の変更については変更が必要となりますので、従前の説明の通り、対応をお願いします。